

○那覇市情報公開条例施行規程

〔昭和 63 年 3 月 1 日〕
〔議会訓令第 2 号〕

改正 平成 26 年 7 月 1 日 議会訓令第 1 号
平成 28 年 4 月 1 日 議会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、議会の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例(平成 26 年那覇市条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(条例の施行)

第 2 条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、那覇市情報公開条例施行規則(平成 26 年那覇市規則第 12 号)の規定の例による。

(事務の補助執行)

第 3 条 議長は、次の各号に掲げる議長の権限に属する事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員を、議会事務局職員に充て補助執行させるものとする。この場合において、当該市長事務部局の職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。

(1) 条例第 5 条第 1 項の規定による請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員

(2) 条例第 19 条第 1 項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員

付 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 7 月 1 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 4 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。